

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱（抄）

（資源回収業者の登録等）

第10条 《第1項省略》

2 市長は、当該申請者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、資源回収業者として登録することができる。

《第1号、第2号省略》

（3） 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に規定する政令で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 申請者が行う業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

キ 個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの。